

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第42号様式（第74条関係） （選挙運動用自動車使用証明書の様式）</p> <p>その1（略） 備考 1～3（略） 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1)（略） (2) (1)以外の場合 <u>15,800円</u> 5～7（略） その2・その3（略）</p> <p>第42号様式の2（第74条関係） （略） 備考 1～3（略） 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)（略） (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円51銭</u>＝単価 単価×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 <u>375,500円＋5円2銭</u>×（当該作成枚数－50,000） 当該作成枚数 ＝単価 ・・・1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>第43号様式（第74条関係） （ポスター作成証明書の様式） （略） 備考 1～3（略） 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限</p>	<p>第42号様式（第74条関係） （選挙運動用自動車使用証明書の様式）</p> <p>その1（略） 備考 1～3（略） 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 (1)（略） (2) (1)以外の場合 <u>15,300円</u> 5～7（略） その2・その3（略）</p> <p>第42号様式の2（第74条関係） （略） 備考 1～3（略） 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)（略） (2) 限度額 ア 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円30銭</u>＝単価 単価×当該作成枚数＝限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 <u>365,000円＋4円88銭</u>×（当該作成枚数－50,000） 当該作成枚数 ＝単価 ・・・1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>第43号様式（第74条関係） （ポスター作成証明書の様式） （略） 備考 1～3（略） 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限</p>

度額は、次のとおりです。

(1) (略)

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）
におけるポスター掲示場数が500以下の場合
310,500円+525円6銭×ポスター掲示場数
ポスター掲示場数

=単価

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）
におけるポスター掲示場数が500を超える場
合

310,500円+262,530円+27円50銭×(ポス
ター掲示場数-500)
ポスター掲示場数

=単価

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第44号様式（第75条関係）

（請求書の様式）

その1 (略)

(別紙) その1 (略)

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以
外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

(略)
円 台 円 <u>15,800円</u> ×() =
円 台 円 <u>15,800円</u> ×() =

備考 (略)

(2)・(3) (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してくだ
さい。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚
以下の場合 7円51銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚
を超える場合

375,500円+5円2銭×(当該作成枚数-50,
000)

当該作成枚数

度額は、次のとおりです。

(1) (略)

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）
におけるポスター掲示場数が500以下の場合
301,875円+510円48銭×ポスター掲示場数
ポスター掲示場数

=単価

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）
におけるポスター掲示場数が500を超える場
合

301,875円+255,240円+26円73銭×(ポス
ター掲示場数-500)
ポスター掲示場数

=単価

…1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

第44号様式（第75条関係）

（請求書の様式）

その1 (略)

(別紙) その1 (略)

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以
外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

(略)
円 台 円 <u>15,300円</u> ×() =
円 台 円 <u>15,300円</u> ×() =

備考 (略)

(2)・(3) (略)

その2 (略)

(別記)

(略)

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してくだ
さい。

(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚
以下の場合 7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚
を超える場合

365,000円+4円88銭×(当該作成枚数-50,
000)

当該作成枚数

<p style="text-align: right;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> $\frac{310,500\text{円} + 525\text{円} \times 6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p style="text-align: center;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{310,500\text{円} + 262,530\text{円} + 27\text{円} \times 50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p style="text-align: center;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> $\frac{301,875\text{円} + 510\text{円} \times 48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p style="text-align: center;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{301,875\text{円} + 255,240\text{円} + 26\text{円} \times 73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ <p style="text-align: center;">… 1 円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、公布の日から施行する。